

「山鳥坂ダム工事事務所 ダム事業費等監理委員会」規約

(名称)

第１条 本会の名称を、山鳥坂ダム工事事務所 ダム事業費等監理委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第２条 委員会は、山鳥坂ダム建設事業における適切な事業執行の観点から、コスト削減策やその実施状況、事業執行等について、意見・提言を行うことを目的とする。

(任務)

第３条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 コスト削減策の具体内容
- 二 事業執行内容

(委員)

第４条 委員会は、別紙に掲げる委員により構成する。

- ２ 委員は国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所長（以下「事務所長」という。）が委嘱する。
- ３ 委員の任期は２年とする。ただし、委員の再任は妨げない。
- ４ 委員の氏名及び職業は、公表する。

(委員長)

第５条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- ２ 委員長は委員会を代表し、会務と進行を統括する。
- ３ 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第６条 委員会は、委員長の要請に基づき事務所長が召集する。

- ２ 委員会は、原則として毎年度第１四半期に開催する。
- ３ 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴く事ができる。
- ４ 委員会は、原則非公開とするが、委員会の開催結果の概要については公開する。
- ５ 委員は、委員会で知り得た内容等の秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第７条 委員会の事務局は、国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所に置く。

(雑則)

第８条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規約は、令和７年５月２６日より施行する。

第4条第1項の委員（五十音順・敬称略）

氏 名	職 業
青野 勝廣	松山大学 元学長（経済学博士）
板垣 修	（国研）土木研究所 河道保全研究グループ長
橋本 博史	愛媛県 土木部長
森脇 亮	愛媛大学 教授（工学博士）